



島根県報

平成22年3月31日（水）

号外第68号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

（産 業 振 興 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第35号）

1 規則の概要

- (1) 設備機器使用料及び依頼試験手数料について改正することとした。（別表第1・別表第2関係）
 (2) その他規定の整備

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第35号

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県産業技術センター条例施行規則（平成13年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中「カラーレーザー顕微鏡」を「共焦点レーザー顕微鏡」に、

ホットプレス	1時間につき	230円	を
含浸処理装置	1時間につき	600円	

ホットプレス	1時間につき	230円	に、
--------	--------	------	----

ダイヤモンドワイヤー切断機	1時間につき	570円	を
キャス試験装置	1時間につき	160円	

ダイヤモンドワイヤー切断機	1時間につき	570円	に、
---------------	--------	------	----

3次元測定システム	1時間につき	70円	を
製品評価システム	1時間につき	100円	
眼球運動計測装置	1時間につき	460円	
マルチテレメータシステム	1時間につき	200円	
3次元曲面形状測定装置	1時間につき	250円	

製品評価システム	1時間につき	100円	に改める。
眼球運動計測装置	1時間につき	460円	

マルチテレメータシステム	1時間につき	200円
--------------	--------	------

別表第1の2の表中「レーザー顕微鏡」を「共焦点レーザー顕微鏡」に、

振動ミル	1時間につき	100円	を
------	--------	------	---

振動ミル	1時間につき	100円	に改める。
全自動蛍光X線分析装置	1時間につき	2,740円	

別表第2の1の項第6号中

	2	エックス線分析	1 試料 1 視野につき	10,760円	を
			1 視野増すごとに	2,330円加算	
	3	線分析	1 試料 1 視野につき	11,220円	
			1 視野増すごとに	2,790円加算	
	4	マッピング分析	1 試料 1 視野につき	10,300円	
			1 視野増すごとに	3,960円加算	

	2	線分析	1 試料 1 視野につき	11,220円	に改め、同表の10の項第4号
			1 視野増すごとに	2,790円加算	
	3	マッピング分析	1 試料 1 視野につき	10,300円	
			1 視野増すごとに	3,960円加算	

を削り、同項第5号中「カラーレーザー顕微鏡」を「共焦点レーザー顕微鏡」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同表の12の項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同表の13の項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とする。

様式第1号及び様式第2号中

※ 使用料の算定		円 ×	時間 =	円
		円 ×	時間 =	円
		円 ×	時間 =	円
	準備料			円
			合 計	円

を

※ 使用料の算定		円 ×	時間 =	円
		円 ×	時間 =	円
		円 ×	時間 =	円
	準備料			円

	設備機器の使用方法に係る指導料	円
	合 計	円

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の島根県産業技術センター条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第 3 条の規定により島根県産業技術センター条例（平成13年島根県条例第49号）第 3 条第 1 項の承認の申請をしている者に係る使用料及び改正前の規則第 8 条第 1 項の規定により分析、試験、鑑定、調査等を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。